

市民事業等支援制度における補助スキームの見直しの方向性について（たたき台）

現状の補助スキーム等の概要

<支援制度の概要>

- ◇ **ねらい**
  - ・水源環境の保全・再生のための県民主体の取組を推進する。
  - ・市民活動の裾野を広げていくため、幅広い団体(分野)への支援を行い、市民団体の創出・活性化を図る。
- ◇ **基本理念**
  - ・特別対策事業の推進に寄与
  - ・市民活動の活性化、新たな市民活動の発生
  - ・多様な形態を有する活動への幅広い支援
  - ・柔軟性や発展性を持った制度・仕組み
  - ・より多くの県民が参加できる仕組み

1 補助スキーム

(1) 対象事業および補助条件など

補助対象事業区分	補助率	上限額	補助期間
特別対策事業 森林の保全・再生事業 (植樹・間伐・枝打ちなど)	10/10	1ha 補:10万円 3ha 補:30万円 3ha 以上:50万円	H23年度まで
特別対策事業 森林の保全・再生以外の事業 (間伐材搬出、河川等の浄化、地下水かん養対策 など)	10/10	50万円	H23年度まで
特別対策事業 上記事業に係る資機材等の購入	10/10	50万円	同上までに補助累計額が上限に達するまで
普及啓発・教育事業	1/2	20万円	
調査研究事業	1/2	50万円	

※特別対策事業の対象エリアは、県内水源保全地域  
※それ以外の対象エリアは、神奈川県及び県外水源保全地域

(2) 対象団体要件

- ① 5人以上で構成され、継続的、計画的に事業を実施できること(県外に事務所を置く団体も含む)
- ② 団体規約等を有すること
- ③ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- ④ 営利・宗教・政治活動を目的とした団体でないこと
- ⑤ 県からの補助金等を受けていない団体であること
- ⑥ 県が構成員となっている団体でないこと

2 補助実績

区分	応募数		交付決定数	
	団体	事業	団体	事業
特別対策 森林の保全・再生事業	26	48	17	40
特別対策 森林の保全・再生以外	12	20	7	11
特別対策 上記事業に係る資機材	27	41	18	32
普及啓発・教育事業	29	37	17	23
調査研究事業	17	20	5	8
合計(団体は実団体数)	86 団体	166 事業	46 団体	114 事業

課題と見直し方向

<対象事業等>

- ◆制度のねらいや補助対象事業に対する理解が不十分(見解が曖昧)  
⇒**事業の目的・主旨に副わない市民活動が対象事業として一部展開**

- ◆補助対象経費等の基準や内容が不明確
- ◆対象経費に対する団体毎の認識に隔たり
- ◆団体の資金不足  
⇒**対象経費に対する際限の無い要望**

分かりやすく参加しやすい補助対象事業区分、対象経費の設定

- ◆多様な団体レベルに対し、支援内容・メニューが一律  
⇒**参加団体の裾野が広がりにくい構造**

団体のレベルに応じた支援メニューの構築

<補助金額>

- ◆補助対象事業ごとに補助率、限度額等が異なる
- ◆補助率、限度額等の根拠等が不透明  
⇒**事業成果に結びつかない可能性**

事業の目的や活動内容に即した適正な補助金額の設定

- ◆団体の資金不足。高い補助金への依存傾向  
⇒**補助事業終了後の自立が不確実**

団体の自立を踏まえた効果的な補助手法の導入(補助率、補助限度額等)

<補助期間>

- ◆団体のレベル、活動内容等により自立に必要なスキル、資金確保などのノウハウの習得に必要な期間がまちまち
- ◆事業終了後の自立に対する意識が希薄  
⇒**補助期間内での団体の自立化が困難**

補助期間の検証と補助期間内に自立可能な補助システムの構築

支援制度(補助スキーム)の改定案(例示)

より広範かつ柔軟に関わりやすい補助対象事業区分等の再構築

(1) 補助対象事業区分の再構築

水源環境の保全・再生に高い効果が見込まれる事業から、水源環境の保全・再生に関わりがあり、市民の理解と参加の向上に繋がることが見込まれる事業へ

<現行>

- ① 特別対策事業
  - ・森林の保全・再生
  - ・森林の保全・再生以外
  - ・資機材等の購入
- ② 普及啓発・教育事業
- ③ 調査研究事業

<見直し方向>

- ① 特別対策関連事業
  - ・森林の保全・再生: 森林整備、間伐材の利用など
  - ・河川の保全・再生: 河川浄化、生き物保全など
  - ・地下水の保全・再生: 地下水かん養など
- ② 普及啓発・教育事業: 小中学生、市民等への普及など
- ③ 調査研究事業: 水質調査、生き物調査など

※ 資機材費等の購入は、事業内容ではないため、補助対象経費の一部として整理。  
※ 対象エリアは変更しないが第2期5か年計画の検討状況を踏まえた見直しの可能性。

(2) 補助対象経費の明確化

ア 補助対象、作業内容、上限額等の細部項目の明確化

◇明確化の効果: 事業の目的・ねらいへの理解、補助申請の簡素化

【明確化のイメージ】

区分	補助対象区分	主な作業内容	経費目安	上限額
森林の保全・再生	森林の整備	間伐、枝打、下刈(必要最小限)など	10万円/ha	各対象区分 500千円/年 但し1団体当たり 1,000千円/年
	土壌の保全	丸太柵、植生保護柵など	2,000円/m	
	間伐材の利用	造材、搬出(林地を荒らさないこと)	11,000円/m <sup>3</sup>	

※ 柔軟性を確保するため、特に必要と認める経費(但し、事務的経費を除く)枠を設定。

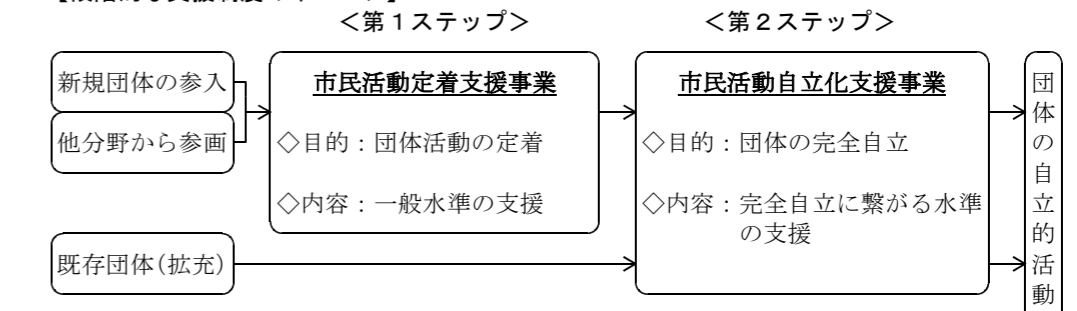
イ 資機材費に関する補助条件等の付加

- ◇有資格者に限定した支援: チェンソー、刈払い機、架線集材機 など
- ◇その他: 面積要件(チェンソー2台/0.5ha)、貸出し条件(他団体への貸出し)

団体のレベルに応じた段階的かつ柔軟な補助スキームの構築

(1) 新規参入からプロ市民まで多様な団体を見据えた段階的な支援制度の構築

【段階的な支援制度のイメージ】



(2) 完全自立に繋げるための新たな補助手法の導入(第2ステップ)

- ◇支援事業終了後の中長期ビジョンを踏まえた事業提案募集とそれに基づく支援
- ◇主な提案内容
  - ・中長期ビジョン: 5年後、10年後の団体運営、活動内容、資金の考え方 等
  - ・事業内容: 自立に向け行う事業の内容(年次計画を含む) 等
  - ・事業費: 単年度毎の事業費及び自己資金の調達方法 等

新たな市民団体の創出から高度な団体の充実強化まで、多様な団体の幅広い活動を踏まえた補助スキームの構築

市民事業等支援制度における選考基準・選考方法の見直しの方向性について（たたき台）

現状の選考基準・選考方法等の概要

<支援制度の概要>

- ◇ **ねらい**
  - ・水源環境の保全・再生のための県民主体の取組を推進する。
  - ・市民活動の裾野を広げていくため、幅広い団体(分野)への支援を行い、市民団体の創出・活性化を図る。
- ◇ **基本理念**
  - ・特別対策事業の推進に寄与
  - ・市民活動の活性化、新たな市民活動の発生
  - ・多様な形態を有する活動への幅広い支援
  - ・柔軟性や発展性を持った制度・仕組み
  - ・より多くの県民が参加できる仕組み

1 選考基準

(1) 共通の選考基準(3項目各5点)

区分等	項目	視点
共通	事業の必要性	水源環境の保全・再生に資するもので、NPO等が行うことでより効果が見込まれる事業であるか。
	事業の実現可能性	計画どおり適切に実施される可能性が高いか。
	事業の発展性・波及性	今後発展が見込まれる事業であるか。また、他分野や他地域等への波及効果が見込まれる事業であるか。

(2) 各区分における選考基準(各2項目各5点)

区分等	項目	視点
特別対策事業	水源環境保全・再生の効果	水源環境の保全・再生に高い効果が見込まれる事業であるか。
	事業の継続性	長期にわたり継続して実施が可能であるか。
普及啓発・教育事業	参加者への影響	県民に水源環境保全・再生の必要性を効果的に伝える事業であるか。
	目的や対象の明確化	目的や対象が明確化された事業であるか。
調査研究事業	有効な対策への寄与	問題や課題の解決に向けた有効な対策に寄与する事業であるか。
	プロセスの明確化	調査・研究のステップが明確化されているか。

2 選考方法

ア. 予備調査 申請事業が要件に合致しているか、また、法令等の観点から実施可能を確認。

イ. 1次選考 書類審査による1次選考。

ウ. 2次選考 公開プレゼンテーション及び2次選考により、採択事業を選定。

※ 選考会は非公開。

3 概算払い

原則、清算払いだが、資機材の購入費についてのみ、一定の要件のもと、概算払いを認めている

課題と見直し方向

<選考基準>

- ◆選考基準が不明確  
⇒事業の目的・主旨に副わない市民活動が対象事業として一部展開
- ◆団体のレベルを考慮していない画一的な選考基準  
⇒新規団体が参画しにくい構造

↓

ねらい・理念・対象事業に則し、団体のレベルに応じた明確な選考基準の設定

<選考方法（公開プレゼンテーション）>

- ◆適正な選考が出来ていない可能性  
⇒事業の目的・主旨に副わない市民活動が対象事業として一部展開
- ◆団体から見たアピール不足。  
⇒選考方法への不信感

↓

適正な選考ができ、団体が十分にアピールできる選考方法の構築

<申請手続き等>

- ◆事業内容と目指す成果が不明確  
⇒事業の目的・主旨に副わない市民活動が対象事業として一部展開
- ◆事務手続きに不慣れな団体の存在  
⇒団体へ過度な負担となっている可能性

↓

適正な選考が出来る申請書・実績報告書等の構築

事務手続きに不慣れな団体への支援体制の強化

<概算払い>

- ◆団体の自己資金不足
- ◆特定の個人による長期立替  
⇒事業の執行に支障をきたす可能性

↓

事業の執行と団体の自立化のバランスをとる必要性

支援制度（選考基準・選考方法等）の改定案（例示）

制度のねらい・基本理念を踏まえ、幅広い活動を行う多様な団体を射程にした適切な選考基準・方法等の構築

(1) 団体のレベルに応じた選考基準の再整理・選考チェックポイントの設定

ア 新規団体については、**市民の理解や参加の向上・定着可能性**を重視。

【選考基準イメージ】

区分等	項目	視点	チェックポイント
共通	事業の必要性	水源環境の保全・再生に関するもので、県民の理解や参加の向上に資する事業か。	・対象事業に関連性があるか ・市民が知る機会があるか ・市民が参加する機会があるか

イ 拡充団体については、**水源環境に資する事業か・自立可能性**を重視。

【選考基準イメージ】

区分等	項目	視点	チェックポイント
共通	事業の必要性	水源環境の保全・再生に資する事業であるか。	・水源施策に即したねらい ・効果

(2) 選考方法の再整理

予備調査・1次選考については現行どおり。2次選考（公開プレゼンテーション）については下記のとおり、再整理。

<見直し方向>

<現行>

【プレゼン内容】

①水源環境の保全・再生への効果  
②事業の実現性  
③補助金の必要性

【プレゼン時間】

発表5分+質疑5分=計10分

【内容】

ア. 新規団体

①事業内容と目指す成果  
②定着可能性  
③参加者の確保手法

イ. 拡充団体

①事業内容と目指す成果  
②中長期ビジョン  
③自立可能性

【時間】

発表15分+質疑10分=計25分

※2年目以降の団体については、実績及び書類選考で対応し、プレゼン免除も検討。

(3) 申請手続き等

補助スキーム・選考基準等の見直しに応じた修正を行う。また、**アウトプット（活動内容）・アウトカム（成果）中心の記載**に変更。事務手続きの支援体制の強化については、**現行窓口の周知を徹底**することで対応。

(4) 概算払い制度

「交付決定と同時に概算払いをしてほしい」等、団体からの要望が強い項目ではあるが、団体の自立を促す意味でも**原則清算払い**だが、**一定の要件のもと、資機材の購入費のみ概算払いを認めている現行制度を維持**。

市民事業等支援制度におけるバックアップ体制の見直しの方向性について（たたき台）

現状のバックアップ体制等の概要

1 市民事業交流会

(1) 目的

- 市民事業支援補助金補助事業者の事業実施状況の確認
- 補助事業者相互のネットワークづくりを通じた市民事業の拡大・拡充
- 補助事業者と他の市民団体等との交流の促進

(2) 実施概要

	平成21年度	平成22年度
日時等	◇日時 11月6日(金) 13:30～16:30 ◇参加者数 16団体、39人	◇日時 11月7日(日) 13:00～16:30 ◇参加者数 12団体、28人
活動状況報告	◇活動報告団体 ・特別対策 5団体 ・普及啓発・教育 2団体 ・調査研究 2団体 ◇時間配分 全体65分(7分/団体)	◇活動報告団体 ・特別対策 5団体 ・普及啓発・教育 2団体 ・調査研究 1団体 ◇時間配分 全体70分(8分/団体)
グループワーク	◇テーマ ・活動資金の確保 ・会員・イベント参加者の確保 ・水源の森林整備の手法 ・水質調査の手法 ◇時間配分 GW(60分)、発表(20分)	◇テーマ 市民事業を活性化するため～団体の自主的活動の活性化と公的支援の期待について～ ◇時間配分 GW(60分)、発表(20分)
意見・感想	◇満足度や役立ち度：2回とも8割以上が良。 ◇希望する内容：活動報告、グループワークの希望が多数。その他には専門家の講演、現地演習など。 ◇良かった点：他団体の状況把握、課題共有など ◇悪かった点：時間不足。報告内容が乏。報告数が少ない。	

2 県ホームページによる情報提供

(1) 目的

市民団体が課題を解決するために必要な情報を集約し、提供することで、団体の自立性を担保しつつ団体の持続的な活動を支援する。

(2) 主な情報

ア 補助金交付団体情報

- 支援事業補助金により活動している団体の紹介（連絡先、活動内容、団体コメント、HPリンク等）

イ 活動支援情報

- 活動支援情報（指導員の派遣、調査計画サポート等）
- 事故防止情報（労働安全講習会、関係団体等）
- 法令上の許認可情報（保安林、自然公園の許認可等）
- 団体運営情報（団体運営のアドバイス、セミナー等）
- 補助金、助成金情報（県、団体の助成制度等）

ウ イベント情報

- 県や市民団体等が実施する水源環境に係るイベント情報の紹介（2か月分）

エ 関連機関のホームページ

(3) アクセス状況

区分	アクセス数	備考
交付団体情報	1,244件(66件/月)	
活動支援情報	1,278 (65)	
イベント情報	1,258 (66)	
関連機関のHP	608 (32)	

課題と見直し方向

＜交流促進＞

◆他団体の実情等を理解する上で、交流会は有効であるが、団体相互のネットワークづくり等への発展が見られない  
⇒市民活動の活性化等、市民事業の拡大・拡充が困難

↓

団体相互のネットワークの構築を主眼とした交流会の充実強化

◆地元等との交流不足。信頼性の欠如  
⇒個々の団体におけるフィールドの確保や人材の確保に限界  
⇒団体活動の継続、拡充が困難

↓

団体活動の継続に向けた市民団体と地元等を結ぶ新たなしくみの構築

＜情報提供＞

◆低い情報の利用頻度  
⇒特に新規団体の発展向上が不確実

↓

情報の充実強化と市民団体に対する情報内容等の周知

＜資質の向上等＞

◆水源環境保全・再生施策等に対する理解や意識が希薄  
⇒事業の目的・主旨に副わない市民活動が対象事業として一部展開

◆活動に必要な専門的知識の習得に対する希望が多数

◆団体活動への一般参加者の知識・技術が未成熟  
⇒指導者不足により活動内容の向上や参加者の定着・充実に限界

◆チェーンソー等の機械の導入に即した安全管理体制が不十分  
⇒団体や個人における自己責任に対する意識が希薄。事故への懸念。

↓

資質の向上に向けた研修等さまざまな機会の充実

支援制度（バックアップ体制）の改定案（例示）

既存メニューの充実強化

(1) 市民事業交流会の強化

ア 開催時間 半日から全日へ

イ 実施内容 ・活動報告会+グループワーク  
・現地検討会（森林+その他事業） } → 隔年開催

ウ その他 ・グループワークのテーマは、団体から募集  
・現地検討会では、有識者や技術者との意見交換を併せて実施。

(2) 県ホームページの充実

ア 情報量の充実：団体が希望するコンテンツは概ね整備されていることから、コンテンツ毎の情報量の充実等(ex:県の森林整備指針など)に努める。

イ HPの周知等：交流会等における県ホームページ（市民支援制度）の内容等に関する周知の実施。

持続的な活動を促進するための市民事業支援情報バンクの設立

ア 目的：市民活動を推進する上で必要な地元等の情報を収集・登録し、市民団体の継続的な活動を支援する。

【情報バンクの活用イメージ】

市民団体(登録制) → 情報提供① → 市民事業支援情報バンク

市民事業支援情報バンク → 必要な情報の検索 → 市民団体(登録制)

市民事業支援情報バンク → 情報の活用 → 市民団体(登録制)

管理 県 依頼 → 市民事業支援情報バンク

市民事業支援情報バンク → 情報提供②～⑤ → 企業・森林組合・学校・団体等

企業・森林組合・学校・団体等 → (必要な情報の検索) → 市民事業支援情報バンク (情報の活用)

イ 利用者：支援事業を活用した市民団体のうち、自立可能な団体。※登録制  
市民団体との連携を模索する市町村、企業、森林組合、学校、個人等

ウ 県の支援：情報の収集・管理 ※斡旋・仲介はしない。

市民団体の資質向上のための多角的な支援体制の構築

(1) 市民事業支援に係る事前講習会の開催

ア 目的：かながわ水源環境保全・再生の取組や支援制度に対する理解を深めるため、年度当初に講習会を開催する。 ※参加は補助の必須要件

イ 実施時期：毎年度当初（3月中） ※補助交付前

ウ 対象者：当該年度補助金交付団体（必須）及び次年度以降助成を希望する団体

エ 内容 ・水源環境保全・再生施策の概要と実績について  
・支援制度のねらい、バックアップ体制等について  
・団体相談会 など

(2) 技術力の向上に向けた支援

ア 技術者の派遣：森林インストラクター等の技術者の派遣情報の提供。  
※派遣にかかる経費は補助対象

イ 技術講習会：林災防等が行うチェーンソー等の技術講習会の参加費を補助対象に追加もしくは県が講習会を開催。

自主的かつ持続的な市民活動に繋げていくためのバックアップ体制の充実強化